

株式会社アデットにおける介護職員等処遇改善加算にかかる情報公開 (見える化要件)

令和7(2025)年6月の介護報酬改定においてこれまでの加算が一本化され「介護職員等処遇改善加算」が創設されました。

加算要件のひとつである職場環境等要件の当社の取り組みについて以下の通り公表いたします。

《処遇改善加算取得状況について》

各事業所の介護職員等処遇改善加算(以下、新加算)の取得状況は以下の通りです。

新加算(Ⅱ)』

- 訪問介護 ヘルパーステーション ニューウオーク
- 通所介護 デイサービス ニューウオーク

《職場環境等要件について》

① 入職促進に向けた取組

- 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
- 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築(採用の実績でも可)

② 資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
- 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の確保

③ 両立支援・多様な働き方の推進

- 有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている
- 有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている

④ 腰痛を含む心身の健康管理

- 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施
- 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

⑤ 生産性向上のための業務改善の取組

- 厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等)を行っている
- 現場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実施している
- 5S活動(業務管理の手法の1つ・整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備を行っている

⑥ やりがい・働きがいの醸成

- ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供

《詳細について》

介護職員等処遇改善加算の配分方法は社内での人事評価・資格・経験年数に応じて支給額の決定を行う。また支給時期は毎月支給を行い、残額分は期末時に支給する。